

令和八年三月十七日（火曜日）午前十一時五十一分 開議

議事日程第八号

令和八年三月十七日（火曜日）午前十時開議

- 第一 議第六十六号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第九号）
- 第二 議第六十七号 令和七年度山形県土地取得事業特別会計補正予算（第三号）
- 第三 議第六十八号 令和七年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第四号）
- 第四 発議第一号 山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第五 発議第二号 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第六 発議第三号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の調査終了報告について
- 第八 こども支援・若者定着対策特別委員会の調査終了報告について
- 第九 再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の調査終了報告について
- 第十 発議第四号 自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書
- 第十一 発議第五号 イラン情勢の緊迫化による原油価格高騰等から国民生活と経済を守ることを求める意見書
- 第十二 発議第六号 教育環境の一層の充実を求める意見書
- 第十三 発議第七号 豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化を求める意見書
- 第十四 発議第八号 男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書
- 第十五 防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の廃止について
- 第十六 こども支援・若者定着対策特別委員会の廃止について
- 第十七 再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程第八号に同じ。

出席議員（四十三名）

- 一 番 石 川 涉 議員
- 二 番 佐 藤 寿 議員
- 三 番 齋 藤 俊一郎 議員
- 四 番 橋 本 彩 子 議員
- 五 番 松 井 愛 議員
- 六 番 石 川 正 志 議員
- 七 番 小 松 正 和 議員
- 八 番 阿 部 恭 平 議員
- 九 番 鈴 木 学 議員
- 十 番 伊 藤 香 織 議員
- 十一 番 関 徹 議員
- 十二 番 江 口 暢 子 議員
- 十三 番 阿 部 ひとみ 議員
- 十四 番 梅 津 庸 成 議員
- 十五 番 石 塚 慶 議員
- 十六 番 高 橋 弓 嗣 議員
- 十七 番 佐 藤 文 一 議員
- 十八 番 相 田 日出夫 議員
- 十九 番 佐 藤 正 胤 議員
- 二十 番 相 田 光 照 議員
- 二十一 番 遠 藤 和 典 議員
- 二十二 番 菊 池 文 昭 議員
- 二十三 番 今 野 美奈子 議員
- 二十四 番 高 橋 淳 議員

二十五番 青 木 彰 榮 議員
 二十六番 梶 原 宗 明 議員
 二十七番 五十嵐 智 洋 議員
 二十八番 能 登 淳 一 議員
 二十九番 柴 田 正 人 議員
 三十番 洪 間 佳 寿 美 議員
 三十一番 矢 吹 栄 修 議員
 三十二番 小 松 伸 也 議員
 三十三番 吉 村 和 武 議員
 三十四番 高 橋 啓 介 議員
 三十五番 木 村 忠 三 議員
 三十六番 加 賀 正 和 議員
 三十七番 森 谷 仙 一 郎 議員
 三十八番 榎 津 博 士 議員
 三十九番 奥 山 誠 治 議員
 四十番 伊 藤 重 成 議員
 四十一番 船 山 現 人 議員
 四十二番 田 澤 伸 一 議員
 四十三番 森 田 廣 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	高 橋 徹 君
副知事	折 原 英 人 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	會 田 淳 士 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦 君
産業労働部長	奥 山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 涉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	柴 田 曜 子 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十一時 五十一分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第六十六号議案から日程第三議第六十八号議案まで
(各常任委員長報告)

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第六十六号令和七年度山形県一般会計補正予算第九号から、日程第三議第六十八号令和七年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算第四号までの三案件を一括議題に供します。

これら案件に対する審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

文教公安常任委員長伊藤香織議員。

○文教公安常任委員長（伊藤香織議員） 文教公安常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第六十六号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「新庄志誠館高校電気設備工事の工期が延長となった原因である変圧器の規格変更の詳細及び授業への影響について」「技術者の不足により工期延長のおそれがある県立高校のトイレ洋式化事業に係る今後の事業見通しについて」「機体の老朽化に伴い点検整備期間が長期化している県警ヘリ『がっさん』について、出勤が必要な事案があった場合の対応について。また、県警ヘリの耐用年数について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 厚生環境常任委員長石川正志議員。

○厚生環境常任委員長（石川正志議員） 厚生環境常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第六十六号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「自然公園内におけるつり橋の災害復旧工事に係る今後の工期見込みについて」「県立朝日学園の施設整備を翌年度に繰り越すことによる学園行事等への影響について」「介護施設や障がい者施設の一部において、年度内に賃上げができない理由等について」「年度内の納品が困難になった航空搬送拠点臨時医療施設の資機材に係る調達見通しについて」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって厚生環境常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 農林水産常任委員長相田日出夫議員。

○農林水産常任委員長（相田日出夫議員） 農林水産常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第六十六号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「複数の事業において、地元との調整に時間を要したことが繰越しの理由の一つとして示されたが、その具体的内容について」「燃油価格の高騰による資材価格の高止まり等が事業執行に与える影響について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって農林水産常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 商工労働観光常任委員長江口暢子議員。

○商工労働観光常任委員長（江口暢子議員） 商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第六十六号中本委員会所管分及び議第六十七号の二議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「産業技術短期大学校管理運営事業に係る国庫補助金の確保状況や導入予定機器の詳細

細について」「事業の遅れによる産業技術短期大学校に通う学生等への影響及び今後の事業スケジュールについて」「鳥海南工業団地の造成工事に係る開発許可手続や工事面積の詳細及び今後の事業スケジュールについて」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました二議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 建設常任委員長高橋弓嗣議員。

○建設常任委員長（高橋弓嗣議員） 建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第六十六号中本委員会所管分及び議第六十八号の二議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「みちづくり調査事業に係る繰越し理由の詳細について。また、今後の事業スケジュールへの影響について」「今冬の大雪が県発注工事の工期に及ぼす影響について。また、大雪以外の理由による繰越しの発生状況について」「山形空港の予備発電設備更新工事に係る実施設計の入札不調による影響について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました二議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって建設常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 総務常任委員長梶原宗明議員。

○総務常任委員長（梶原宗明議員） 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第六十六号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「衛星通信第三世代化に伴う工事の指定機器納入に遅れが生じた理由及び納入時期の見込について。また、全国における納入遅延の状況について」「衛星通信第三世代化に係るシステム改修業務と市町村及び消防本部のシステムとの関係性について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって各常任委員長の報告は終わりました。

この場合、お諮りいたします。ただいま議題となっております議第六十六号から議第六十八号までの三議案については、討論を省略、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議第六十六号から議第六十八号までの三議案については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、議第六十六号から議第六十八号までの三議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第四発議第一号山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから日程第六発議第三号山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第四発議第一号山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてから日程第六発議第三号山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの三案件を一括議題に供します。

〔参 照〕

発議第1号

山形県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について（案）

山形県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

山形県議会会議規則の一部を改正する規則

山形県議会会議規則（昭和62年3月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月17日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪 間 佳寿美

提 案 理 由

多様な人材の参画の観点から制度拡充する必要があること等のため、提案するものである。

発議第2号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11を「第11条（招集）」に、「文書」を「文書等」に、
第11条の2（出席の特例）」

「第23条の2を「第23条の2（公述人等の出席の特例）」
（参考人）」第23条の3（参考人）」に改める。

第6条第1項中「場所」を「場所（第11条の2第2項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第18条第2項において同じ。）」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により当該委員に発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
2 前項の規定によりオンラインにより発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第23条の2第3項中「及び」を「、」に、「文書」を「文書等」に、「の規定」を「及び第23条の2（公述人等の出席の特例）の規定」に改め、同条を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（公述人等の出席の特例）

第23条の2 委員長は、公述人又はその代理人について、オンラインにより発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月17日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪 間 佳寿美

提 案 理 由

ペーパーレス化の本格実施を踏まえ、議会におけるデジタル化を一層推進するため、委員会へのオンライン出席をできるようにするため提案するものである。

発議第3号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「は、前項」を「（山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第11条の2第2項の規定により同条例第5条第1項に規定する委員会に出席したものとみなされた場合を除く。）は、前項」に改める。

別表第5中	「	日 額	7,900 円	を	「	日 額	7,100 円	に
	同	8,600 円	同		7,500 円			
	同	11,400 円	同		10,400 円			
	同	13,300 円	同		11,500 円			
	同	16,100 円	同		14,500 円			
	同	18,000 円	同		16,600 円			
	」				」			

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。以上の議案を、地方自治法第109条第6項及び山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和8年3月17日

山形県議会議長 田澤伸一 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪間佳寿美

提 案 理 由

山形県議会委員会条例の一部改正及び議員の費用弁償の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

○議長（田澤伸一議員） この場合、お諮りいたします。これら案件については、議会運営委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。発議第一号から発議第三号までの三議案については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第一号から発議第三号までの三議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第七防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の調査終了報告についてから日程第九再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の調査終了報告についてまで（各特別委員長報告）

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第七防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の調査終了報告についてから、日程第九再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の調査終了報告についてまでの三案件を一括議題に供します。

各特別委員長の報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員長橋本彩子議員。

○防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員長（橋本彩子議員） 防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の調査の全部を終了いたしましたので、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、防災・減災対策及び災害に強い県土づくりの推進に関する調査事件について、深掘りするテーマを設定し、活発な委員間討議を中心とした審査・調査を行ったのであります。

以下、本委員会での委員間討議のほか、審議の充実のために実施した意見交換及び現地調査について申し上げます。

意見交換では、地域の防災活動や除排雪ボランティア等に取り組む団体及び山形地方気象台の各担当者から取組の現状と課題等を聴取した後、共助による防災活動の重要性や雪害事故防止に資する新技術、近年の気象状況などについて意見を交わしました。

現地調査では、新潟県三条市及び長岡市を訪問しました。三条MIZBE（ミズベ）ステーションでは災害時における水防活動や災害復旧活動の拠点としての取組及び平時におけるにぎわい創出の取組を、特定非営利活動法人にいがた災害ボランティアネットワークでは災害時や復興時における災害ボランティアの活動及び課題を、公益社団法人中越防災安全推進機構では新潟県中越地震等の災害の経験を踏まえた被災地支援の在り方や雪害事故防止、地域防災力強化の取組等について調査してきたところです。

このような経過を踏まえ、本委員会では「県民のいのちとくらしを守る豪雨・豪雪対策の推進」についての政策提言を取りまとめたのであります。

以下、提言の内容について申し上げます。

一点目「被災を未然に防ぐ安全対策の推進」では、「自立的で安全な地域を実現するため、全県的に豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用した地域安全克雪方針の策定及び安全克雪事業の取組が行われるよう、モデル方針の策定や優良事例の共有等、市町村への支援を強化すること」など四項目を提言しています。

二点目「災害時の迅速な対応を可能にする体制づくりの推進」では、「災害による被害を軽減するため、県民の共助意識を一層高める取組を推進すること。特に学校教育においては、雨や雪など近年頻発する災害をテーマとして、行政の災害対策の取組とその財源、地域福祉やコミュニティへの理解も含めた防災教育を行い、学齢期からの共助意識の醸成を図ること」など四項目を提言しています。

三点目「速やかな災害復旧・復興の推進」では、「被災住民の支援ニーズが的確に行政と共有され、行政の支援が確実に住民に届けられるよう、両者をつなぐ中間支援組織となり得る団体の育成を行うこと。また、組織が継続的に運営されるよう組織への資金繰り支援の在り方について検討すること」など三項目を提言しています。

提言は以上ですが、提言に向けた審査・調査の過程において、国に対する提案が必要とされたものについては、「豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化を求める意見書」として本委員会から発議したところであります。

以上、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、執行部におかれましては、県民の命と暮らしを守る豪雨・豪雪対策について積極的な施策展開が図られることを希望いたしまして、本委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） こども支援・若者定着対策特別委員長松井愛議員。

○こども支援・若者定着対策特別委員長（松井 愛議員） こども支援・若者定着対策特別委員会の調査の全部を終了いたしましたので、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、子供への支援及び若者の県内定着に関する調査事件について、深掘りするテーマを設定し、活発な委員間討議を中心とした審査・調査を行ったのであります。

以下、本委員会での委員間討議のほか、審議の充実のために実施した意見交換及び現地調査について申し上げます。

意見交換では、学校教育や若者支援などそれぞれの立場において子供・若者と関わる三者から、子供のウェルビーイングに向けた取組の現状等を聴取した後、子供・若者との関わりの中で、ウェルビーイングを実現するために最も重要と考えていること等について意見を交わしました。

現地調査では、福島県会津若松市、郡山市及び福島市を訪問しました。特定非営利活動法人寺子屋方丈舎では子供が主役の学校外の学びの場を地域の企業・団体と協力してつくる取組を、郡山市議会では郡山市において令和五年度に組織した「Z世代活躍係」の設置経緯や取組状況を、特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワークでは

「若者とつくる」ユースセンターの運営手法等を、福島県議会では移住を見据えた関係人口の創出・拡大等に向けて首都圏の企業等との関係構築に取り組む事業について調査してきたところです。

このような経過を踏まえ、本委員会では「こどものウェルビーイングを目的とした環境づくりの推進」についての政策提言を取りまとめたのであります。

以下、提言の内容について申し上げます。

一点目「自己肯定感を育む取組の充実」では、「『こどもの権利』の実現に向けて、子どもと大人双方が学び、理解を深めることができるよう、具体的な気づきが生まれるポスターの作成や標語の募集など、幅広い年代を対象とした啓発に県内全域で取り組むこと」など三項目を提言しています。

二点目「主体性を尊重する環境づくりの推進」では、「子ども・若者の主体的な地域活動等への参画を支援する居場所づくりを推進するため、県内外の先進事例を収集し、市町村、学校その他の関係者間で共有すること。また、運営主体による子ども・若者が居場所の運営等に関わる仕組みづくりを支援すること」など二項目を提言しています。

三点目「こどもの安心・安全を守るための大人に対する支援の充実」では、「こどもの安心や安全の土台となる、子どもと関わる大人の側のゆとりや安心感を支えるため、大人の不安や孤立の解消に向けた様々な支援が、必要とする方に確実に活用してもらえるよう、子育てや子ども・若者支援、健康福祉、貧困対策など、各分野の支援の内容に精通し、適切な窓口へつなぐことのできる人材の育成に取り組むこと」など二項目を提言しています。

以上、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、執行部におかれましては、本県において子供のウェルビーイングを目的とした環境づくりが一層推進され、ひいては若者の県内定着につながっていくよう積極的な施策展開が図られることを希望いたしまして、本委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員長鈴木学議員。

○再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員長（鈴木 学議員） 再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の調査の全部を終了いたしましたので、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、再生可能エネルギーの活用及び地域経済の活性化に関する調査事件について、深掘りするテーマを設定し、活発な委員間討議を中心とした審査・調査を行ったのであります。

以下、本委員会での委員間討議のほか、審議の充実のために実施した意見交換及び現地調査について申し上げます。

意見交換では、再生可能エネルギーに関連する事業を営む県内企業の各担当者から、現状や今後の展望等を聴取した後、各企業における地域貢献の取組や電気・熱の特性を踏まえた再生可能エネルギーの利用拡大の可能性などについて意見を交わしました。

現地調査では、秋田県秋田市、大湯村及び男鹿市を訪問しました。秋田市メガソーラー発電所では少ない日射量や積雪などの雪国の不利を乗り越えて稼働している同発電所の運用状況を、秋田県信用組合では小水力発電の普及に向けた取組を、株式会社オーリスでは未利用のもみ殻を燃料とする地域熱供給事業を、風と海の学校あきたでは洋上風力発電及び海産物産業における人材開発を目的とした専門的な訓練プログラムについて調査してきたところです。

このような経過を踏まえ、本委員会では「再生可能エネルギーの導入拡大による地域活性化」についての政策提言を取りまとめたのであります。

以下、提言の内容について申し上げます。

一点目「地産地消の取組の推進」では、「地域単位で再生可能エネルギーの導入に向けた検討を着実に進められるよう、低コストで安定的な運営を行っている小水力発電の『佐賀モデル』のような優良事例を広く紹介するとともに、事業の検討段階に応じた勉強会の開催や必要な調査、設備導入等に対する伴走型の支援を更に強化すること」など四項目を提言しています。

二点目「利用拡大に向けた機運醸成と新たな利用機会の創出」では、「県内の再生可能エネルギー関連施設や各事業者の取組等について、体系的に検索できるホームページを作成するなど、活用事例を効果的に広く発信すること。また、再生可能エネルギーを導入することによる経済的価値や環境的価値、社会的価値等を分かりやすく見える化することにより、更なる利用拡大に向けた県民や県内企業の機運を醸成すること」など三項目を提言しています。

三点目「関連産業の人材育成と企業の参入促進や雇用創出」では、「再生可能エネルギー関連分野においても若者の地元雇用を促進して県内定着につなげるため、産学官連携の下で施設・設備の維持管理に必要な知識・技能を習得できる環境を整備するとともに、研修受講や資格取得に要する経費を助成することにより、企業の人材育成を強力に支援すること」など二項目を提言しています。

以上、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、執行部におかれましては、本県において再生可能エネルギーの導入がより一層拡大されるとともに、地域の活性化につながっていくよう積極的な施策展開が図られることを希望いたしまして、本委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって各特別委員長の報告は終わりました。

日程第十発議第四号から日程第十三発議第七号まで
の意見書案四件

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第十発議第四号自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書から、日程第十三発議第七号豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる充実強化を求める意見書までの意見書案四件を一括議題に供します。

〔参 照〕
発議第 4 号

意 見 書 （案）
自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を
求める意見書

近年、世界各地で紛争が絶えず、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。国内においても、自然災害の激甚化・頻発化に加え、高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生、クマ被害の急増など、国民の安全・安心を大きく脅かす事案が頻発している。

こうした中、自衛官は、日々変化する安全保障環境に対応しながら国家・国民を守るため防衛任務を遂行している。令和6年7月に本県で発生した豪雨災害においては、陸上自衛隊第20普通科連隊を基幹とする約500名の自衛官が人命救助活動に従事するなど、国民の生命・財産を守るため力を尽くした。

一方で、自衛官は、常時勤務体制や離島・へき地を含む転勤の多さ、若年定年制など、職務や勤務環境の特殊性に由来する様々な制約や負担から、採用応募者が減少するとともに中途退職者が増加し、令和7年3月末時点では定員充足率が9割を下回る状況となっており、人材の確保及び定着が喫緊の課題となっている。

人口減少が進む中、自衛官として質の高い人材を安定的に確保し続けるためには、自衛官の職務や勤務環境の特殊性を踏まえた処遇の改善を進めるとともに、若年定年制により退職した自衛官が、自らの知識・技能・経験を生かすことができる再就職の促進が不可欠である。

よって、国においては、自衛官が希望と誇りをもって職務に専念できる環境を整備するため、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 自衛官の給与、休暇、生活・勤務環境、福利厚生等の一層の処遇改善を図ること。
- 2 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、制度の充実及び再就職支援体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会議会運営委員長 洪間佳寿美

発議第5号

意 見 書 （案）
イラン情勢の緊迫化による原油価格高騰等から国民
生活と経済を守ることを求める意見書

世界有数のエネルギー輸入依存国である我が国では、原油の輸入を中東地域に大きく依存しており、全輸入量の9割超を中東諸国が占めている。

こうした中、2月28日から始まったイラン情勢の緊迫化により原油価格が高騰しており、日常生活に欠くことのできないガソリンや灯油をはじめとする原油由来製品の価格高騰による家計への圧迫や、農林水産業や商工業などにおける生産コストの上昇など、国民生活と経済に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

加えて、エネルギー資源を輸入に頼る我が国においては、エネルギーの安定供給は国民生活と経済を維持するための最重要課題であるが、今後、原油の供給の不安定化が危惧される。

政府においては、「イラン情勢を踏まえたエネルギー対策本部」を設置し、迅速に必要な対応を講じるべく緊張感をもって取り組んでおり、石油の国家備蓄1か月分と民間備蓄15日分の放出を決定するとともに、ガソリンの小売価格を全国平均で1リットル当たり170円程度に抑える方針も示した。

しかしながら、今後、事態の長期化が懸念されることから、国民生活や経済への影響を最小限に抑えるとともに、原油の安定供給に万全を期すため、引き続き全力で対応する必要がある。

よって、国においては、イラン情勢の緊迫化による原油の価格高騰と供給の不安定化から国民生活と経済を守るため、迅速かつ万全な対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣 あて

外務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

山形県議会議員 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会議会運営委員長 渋間佳寿美

発議第6号

意見書 (案)

教育環境の一層の充実を求める意見書

将来を担う子どもたちに質の高い教育を提供するためには、教職員が子どもたちと向き合い、創意工夫を凝らした授業ができるよう、心身共にゆとりを持って働くことのできる教育環境を整備することが重要である。

しかし、今日の学校現場を取り巻く環境は、いじめや不登校、障がいのある子どもに対する合理的配慮への対応など複雑化・多様化しており、また、貧困問題や保護者からの要望への対応など、求められる役割も拡大していることから、学校の働き方改革は進んでいるものの、依然として長時間勤務が多い実態となっている。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度から国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫しており、各自治体の財政事情により教育格差が生じることが懸念される。

よって、国においては、子どもたちの教育環境の一層の充実に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 子どもたちに質の高い教育を提供するため、学級編制標準を緩和するとともに、教職員定数を改善すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、地方の負担割合を軽減するなど、必要な財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

山形県議会議員 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会文教公安常任委員長 伊藤香織

発議第7号

意見書(案)

豪雪地帯特有の課題に対応した財政支援等の更なる
充実強化を求める意見書

本県は、県内全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定され、特に積雪の多い26市町村は特別豪雪地帯に指定されている豪雪地帯であり、降雪期には道路をはじめとした公共施設の除排雪や県民の雪害事故防止など、降雪期後においては雪氷や除雪作業で損傷した道路施設の修繕など、年間を通じて雪対策を実施している。

国においては、本県を含む豪雪地帯に対し、同法に基づき地方交付税や道路除雪費への補助、防災・安全交付金、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金などの豪雪地帯対策に必要な財政上の措置を講じている。

しかしながら、短期集中的な降雪の頻発化等に伴って増加する雪害事故対策や除雪作業等により損耗・消失した道路区画線や道路標示の補修対応、大雪により遅延・運休が生じる公共交通の代替輸送手段の確保など、豪雪地帯特有の課題は多岐にわたって継続的に山積している。本来、全ての課題に対して十全な対応をとるべきところ、本県の厳しい財政運営の中では優先順位をつけて対応せざるを得ない状況にある。

よって、国においては、豪雪地帯における雪対策が財政的に制約されて県民生活に支障が生じることのないよう、同法に基づく財政支援等の更なる拡充に向け、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 雪下ろしにおける死傷事故等を低減するため、自治体において地域の実情に応じて柔軟に雪害事故防止策を実施できるよう、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の「安全克雪事業」の補助率を引き上げること。
- 2 除雪作業等により損耗・消失する道路区画線や道路標示は、安全な道路交通環境を確保することはもとより自動車の安全運転支援機能等にも使用されることから、補修に必要な予算を確保するとともに、区画線等の長寿命化に向けた技術開発を促進すること。
- 3 近年の気候変動(みぞれ・降雨、融雪の増加、ゼロクロッシングの発生)を要因とした路盤の凍結・融解による道路舗装の損傷に対する国の支援を拡充すること。
- 4 大雪等により鉄道の運休が生じた場合のバス等による代替輸送体制構築について、鉄道事業者に対する指導及び必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 あて

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣

山形県議会議長 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者 山形県議会防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員長 橋本彩子

○議長(田澤伸一議員) この場合、お諮りいたします。これら意見書案は、議会運営委員会、文教公安常任委員会及び防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、説明及び質疑を省略、討論に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田澤伸一議員) 御異議なしと認めます。よって、説明及び質疑を省略、討論に入ることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

この場合、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

十一番関徹議員。

○十一番（関 徹議員） 日本共産党県議団を代表し、発議第四号自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書案に反対の討論を行います。

意見書案は、自衛官が職務や勤務環境の特殊性に由来する様々な制約や負担から、採用応募者が減少するとともに、中途退職者が増加しているとして、人材確保対策として処遇改善、再就職促進を図るべきとしています。

日本共産党は、安保三文書に基づく軍拡路線を支えるものとしての自衛隊の増強には反対ですが、公務員としての自衛官の処遇が適切なものに改善されること、それ自体に異議はありません。しかし、応募者減少や中途退職者増加対策に関わっては、より重要な要因に目を向けなければならないと考えます。

三月七日付「しんぶん赤旗」が、自衛官の中途退職者が増加し、応募者・採用者が十年で四割も減少している問題について報じています。

応募者数が大きく減少した二〇一五年度は、集団的自衛権行使容認の安保法制が強行され、日米共同訓練強化等任務が激増した年です。続いて大幅に減少した二二、二三年も敵基地攻撃力の保有や軍事費の二倍化などを盛り込んだ安保三文書が決定され、批判の世論が大きく高揚しました。

また、同年、女性自衛官の性暴力告発で、自衛隊内のハラスメントが広く世に知られました。この件に関して行われたハラスメント調査でも、隊員の申告が全隊員のわずか〇・六%にとどまるなど、問題の根の深さが強く認識されることとなりました。その後、今日に至るまで、現職自衛官の国家賠償訴訟など全国各地でパワハラ、セクハラ等の多くの訴訟も起こされています。

また、自衛官の自殺も二〇二四年度六十四人と高止まりしています。自殺はイラク、インド洋への派遣が行われた二〇〇五、二〇〇六年度がピークとなっており、戦地での任務が自衛官に耐え難いストレスを与えることを浮き彫りにしています。また、自衛官の自殺率は、常時海外派兵を行っているドイツ軍や米軍を大きく上回っています。すなわち戦争の危機の高まりを抑えることを根本課題にしつつ、同時に自衛官の人権が守られる、開かれた組織にしていくことが強く求められています。

五年ほど前に自衛官の自殺の問題を特集したNHKの「クローズアップ現代」で、ドイツでは兵士は制服を着た市民、兵士である前にまず市民であるという理念が掲げられていることが紹介され、出演した元防衛省人事教育局長の柳澤協二氏は、人権を守るシステム導入の必要性を強く主張されました。しかし、その後そうした改革は図られず、防衛省が設置したハラスメントホットラインへの相談は、二〇一六年度の百九件から二〇二三年には八百五十七件と八倍増となっています。その結果、退職者も増え志望者は減っているのです。

以上、本意見書案は、目的に掲げている人材確保の困難の要因を見誤り、切実に求められている自衛隊の在り方の改善を等閑視するものとなっていることから反対します。

○議長（田澤伸一議員） 十四番梅津庸成議員。

○十四番（梅津庸成議員） 県政クラブの梅津庸成です。発議第四号に対し賛成の立場から討論を行います。

自衛隊が発足して七十一年目になります。自衛隊は発足から長い間、憲法上の位置づけからその存在について神学論にさらされ、組織の中で働く自衛官は制服で町の中を歩くこともできず、自衛官、自衛隊員に対し激しい言葉が投げつけられる時代がありました。

一九九〇年代から我が国の防衛、災害派遣などに加え、海外での活動など任務が大きく拡大し、阪神・淡路や東日本大震災など大規模災害派遣や国連平和維持活動・PKO活動、海上警備行動などでの活動を通じて実績を重ね、国民の皆様の信頼を寄せられる組織になり、心無い人権無視の言葉を投げかけられる機会はほとんどなくなりました。

一方で、我が国周辺地域を取り巻く安全保障環境はさらに厳しく、また、自衛隊に求められる任務や期待が高まる中で、危険を顧みず、身をもって責務を完遂するとの宣誓の下、命を賭す覚悟で厳しい訓練を重ね、行動時にあっては不眠不休で人命救助や生活支援、警戒活動などに取り組み、さらには家族に対しても負担を強いている自衛官の労働環境、生活環境等の改善が、その働きに報いるものになっていない現状に目をそらすべきではありません。

自衛官の姿勢はまさに、武士は食わねど高ようじの精神そのものです。労働組合があるわけでもなく、誇りだけを胸に、黙して国民を支え、国家を支える。その献身的姿勢は、私たち国民の安心と安全を守る基盤そのものですが、自衛官の崇高な使命感だけに依存し続けていいわけがありません。結果として、若い世代の確保も熟練者の定着も困難な状況になってきており、それはひっきょう、私たち県民、国民の安心安全の基盤が崩れてきていることをも意味しています。

老朽化した隊舎の整備や装備の更新、公務災害への補償拡充、そして何より命をかけて職務を全うするにふさわしい給与等の水準への引き上げ、名誉の付与などを強力に推進し、志ある若者が自衛官の道をちゅうちょなく選択できる環境を整えることは、もはや一刻の猶予も許されない喫緊の課題と考えます。

本県においても、二〇二四年の豪雨災害、大規模山林火災などでその力を発揮し、被災した県民の皆様にとってどれほど安心感と希望を与えたか計り知れません。こうした課題解決が国家として当然の責務であり、そのことを国に伝え、具体的措置を取るよう求めることが、県民の安全を守る責任を負う我々県議会の務めであると強く思います。

以上のことから、自衛官の皆様方がその崇高な任務に専念できるよう、そして将来にわたって優秀な人材を確保できるよう、安全保障関連三文書改定検討が行われている今、まさに時宜を得たものと、本意見書案の可決を強く訴え申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（田澤伸一議員） 十六番高橋弓嗣議員。

○十六番（高橋弓嗣議員） 自由民主党会派を代表いたしまして、ただいま上程されました発議第四号自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書に対し、賛成の立場から討論を行います。

現在、我が国を取り巻く安全保障環境は、戦後最も厳しく、複雑な状況にあります。相次ぐ弾道ミサイルや領空侵犯への対応に加え、激甚化する自然災害や熊被害への対処など、自衛隊は国民の命を守る最後のとりでとしてその重要性は増すばかりであります。

特に、一昨年七月の本県における記録的な大雨に際しては、第二〇普通科連隊をはじめとする隊員諸君が、過酷な環境下で人命救助に奔走されました。その献身的な姿は、多くの県民の心に深く刻まれております。

しかし、最前線に立つ隊員たちの環境は極めて峻烈であります。二十四時間体制の任務や老朽化した宿舎など、負担に見合った処遇が確保されているとは言い難い現実があります。

また、深刻なのは人の確保であります。少子高齢化に伴う人口減少という構造的な壁に加え、若年層の中途退職者が後を絶たない現状は、防衛力の根幹を揺るがす危機的な状況であります。この職業に誇りを持てるのか、家族を安心して養えるのか、こうした不安を解消するための給与体系の見直しや福利厚生の実施は単なる処遇改善ではなく、国家の安全保障を強化するための未来への投資にほかなりません。

また、若年定年制という特殊な環境にある自衛官にとって、退職後の再就職支援は極めて重要であります。自衛官が培った高い規律意識や危機管理能力は、地域社会において有為な財産であります。彼らが退職後もその能力を存分に発揮できる環境を整えることは、現役隊員の士気向上、ひいては社会全体の安定に直結いたします。

自衛官が将来に希望と誇りを持ち、任務に専念できる環境を整えることは、政治に課せられた重い責務であります。国民の生命と財産を守る盾である隊員に対し、国として最大限のリスペクトと実効性のある支援を求める本意見書は、極めて重要かつ時宜を得たものであります。

議員各位の賛同を強くお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（田澤伸一議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、発議第四号自衛官の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進を求める意見書案を採決いたします。

お諮りいたします。発議第四号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田澤伸一議員） 起立多数であります。よって、発議第四号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決いたしました発議第四号を除く意見書案三件について採決いたします。

お諮りいたします。これら意見書案三件については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第五号から発議第七号までの意見書案三件はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第十四発議第八号の意見書案一件

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第十四発議第八号男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書案を議題に供します。

〔参 照〕

発議第8号

意 見 書 （案）

男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論
促進を求める意見書

悠仁親王殿下におかれては、令和7年9月6日の「加冠の儀」をはじめ、成年式関係儀式行事が滞りなく執り行われたことは、誠に慶賀に堪えないところである。

その一方で、皇位継承については、現行の皇室典範の下では皇位継承資格を有する皇族数は極めて限られており、安定的な皇位継承の確保は喫緊の課題となっている。また、皇位は、これまで一貫して男系により継承されてきた我が国の歴史と伝統に基づくものであり、その維持は国の根幹に関わる重大な課題である。

こうした課題を解決するため、政府においては、令和4年1月12日に国会に報告された「『天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議』に関する有識者会議報告」において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとすること」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」とした皇族数確保の具体的方策を示し、現行の皇位継承の流れをゆるがせにすることなく、男系による皇位継承を堅持しつつ皇族数を確保する方向性が示唆されたところである。

しかしながら、今日に至るまで必要な法整備が実現していないことから、国会において速やかに具体化に向けた議論を進め、結論を得ることが強く求められる。

よって、国においては、男系による皇位継承の維持を前提とした安定的皇位継承の確保に向けた国会における議論を促進し、速やかにその総意を取りまとめられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

内閣官房長官

山形県議会議員 田澤伸一

以上、発議する。

令和8年3月17日

提出者	柴田正人
賛成者	石塚慶
	相田光照
	遠藤和典
	小松伸也
	伊藤重成

○議長（田澤伸一議員） 提出者の説明を求めます。二十九番柴田正人議員。

○二十九番（柴田正人議員） ただいま議題となりました、男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書について提案理由を申し上げます。

皇位継承の在り方は、我が国の歴史と伝統に深く関わる極めて重要な課題であります。現在、皇位継承資格を有する皇族数は限られており、将来にわたり安定的な皇位継承を確保することは喫緊の課題となっています。

令和三年三月に設置された政府の有識者会議においては、計五回、二十一名の専門家からのヒアリングを行い、報告書の作成・提出を行っております。翌年、令和四年一月、政府は国会に対し、この報告書を提出し、立法府の総意を取りまとめるよう要請しております。

報告書の内容としては、今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下と続く皇位継承の流れをゆるがせにしないことを大前提に、皇族数の確保を図るための具体的方策が示されているところですが、必要な法整備が実現していないなど、国会における議論は十分に進んでいるとは言えない状況であります。

よって、本意見書は、山形県議会として皇室典範の改正を含めた安定的な皇位継承の確保に向けた国会議論を一層促進するよう、国に対し強く要望するものであります。

皇位継承の在り方は、我が国の歴史と伝統に深く関わる極めて重要な課題であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田澤伸一議員） 提出者の説明は終わりました。

この場合、お諮りいたします。発議第八号については、質疑及び委員会付託を省略、討論に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び委員会付託を省略、討論に入ることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

この場合、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

一番石川渉議員。

○一番（石川 渉議員） 日本共産党山形県議団を代表し、男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書に対し、反対の立場から討論を行います。

本意見書は、皇位継承を男系に限定することを前提とし、養子縁組や皇族に属する男系男子を直接皇族とすることなどの具体化の議論を速やかに行うように求めるものです。

天皇の制度は、憲法第一条において「主権の存する日本国民の総意に基く」と定められています。現在、国民の間では皇位継承について様々な意見がある中で、男系の維持を前提とした議論を進めるように国に意見することは、国民の多様な意思を反映すべき県議会の役割としてふさわしくありません。

意見書が引用する令和四年、二〇二二年の有識者会議報告には大きな懸念があります。例えば、男系男子を養子に迎える問題について、二〇〇五年の有識者会議では、「旧皇族は、既に六十年以上一般国民として過ごしており、また、現天皇との共通の祖先は約六百年前の室町時代までさかのぼる遠い血筋であることを考えると、これらの人々を広く国民が皇族として受け入れることができるか懸念されるとして、採用できない」とされており、憲法学者からも、一般国民である男系男子を皇族とすることは、法の下での平等に抵触するとの指摘がありました。二〇二二年の報告書には、こうした議論が反映されておらず、こうした憲法上の疑義を置き去りにしたまま法整備や具体化を加速させることは、立憲主義の観点から許されません。

さらに見過ごせないのは、総選挙の結果、自民党が衆議院で多数となったことで、これまでの慎重な合意形成のプロセスを棚上げにして、結論ありきで議論を急いでいることです。高市首相は、皇位継承は男系男子に限るのが適切と主張していますが、この主張も含めて、国民は首相に全てを白紙委任したわけではありません。強引に結論を押し付けることになれば、主権者国民の多様な意見を切り捨てることとなります。

本来、地方議会に求められる役割は、こうした政府の数による押し切りや先走りに対し、地域の多様な民意を背景に冷静な議論を求めることであるはずですが、本県議会が県民の意見を顧みず、男系維持を前提とした意見書を提出しようとするのは、住民に近い地方議会としての矜持を捨てるものと言わざるを得ません。

今、求められているのは、男系という枠組みに固執し、当事者の意思を無視して特定の人々に男子を産むように強いるような時代逆行の議論を進めることや、その具体化ではありません。女性天皇、女系天皇の可能性を排除せず、何より主権者である国民の総意を丁寧に酌み取るこそが憲法の要請に応える道です。

県民の意見が分かれている重大な憲法上の課題に対し、一方的な立場を主張する本意見書には反対であることを表明し、私の討論を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 十五番石塚慶議員。

○十五番（石塚 慶議員） 発議第八号男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

本年は皇紀二六八六年であります。神武天皇以来、今上天皇までの百二十六代にわたり歴代の皇位は一たびの例外もなく男系で継承されており、現在も皇位継承資格者として秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下、常陸宮正仁親王殿下のお三方がおられます。

皇位の継承という我が国の国柄、国家の根幹に関わる極めて重要な事柄については、制度的な安定性の確保に万全を期さねばなりません。また、次世代の皇位継承者がいらっしゃる中で皇位継承の仕組みを大きく変更することは慎重であることが求められます。このことから、秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下という皇位継承の流れを揺るがせにしてはならず、悠仁親王殿下の次代以降の皇位継承については、今後の経過を踏まえながら国会での議論を深めていくべきであります。

一方、皇室をめぐる諸制度が複数の皇族がいらっしゃることを前提に成り立っていること、現在の皇族方が果たしておられる役割が広範囲にわたること、さらには悠仁親王殿下以外の五名の未婚の皇族が全て女性であることなど考慮すれば、皇族数の確保が喫緊の課題であることは明白であります。

この課題の解決のためには、このたび上程された意見書にある通り、政府において国会に報告された『「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議報告」にて記載のある「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること」「皇統に属する男系の男子を法律により直接皇族とすること」とした内容について、国会内での議論を早急に進める必要があります。

百二十六代、二千年以上にわたる歴代の天皇と皇統、皇室は我が国の歴史、伝統、文化の礎であります。古来、先人たちが連綿と守り続けてきた国柄ともいべきものをしっかりと受け継ぎ、責任をもって次世代に引き渡していくことが必要です。

改めて、国会において静謐な環境の中で真摯な協議を重ね、立法府の総意を早急に築き上げることをお願い申し上げ、男系による安定的皇位継承の確保に向けた国会議論促進を求める意見書への賛成討論といたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田澤伸一議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。発議第八号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田澤伸一議員） 起立多数であります。よって、発議第八号は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の字句の整理は私に御一任願います。

日程第十五防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の廃止についてから日程第十七再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の廃止についてまで

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第十五防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会の廃止についてから、日程第十七再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の廃止についてまでの三案件を一括議題に供します。

これら特別委員会につきましては、各委員長より調査終了報告がなされたところであります。

この場合、お諮りいたします。これら案件は、質疑及び討論を省略、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、質疑及び討論を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。これら案件は、いずれも委員長報告のとおり調査終了を承認し、各特別委員会を廃止することと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、防災減災・災害に強い県土づくり対策特別委員会、こども支援・若者定着対策特別委員会及び再生可能エネルギー活用・地域経済活性化対策特別委員会の各特別委員会については調査終了を承認し廃止することに決定いたしました。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日定刻本会議を開き、委員会の所属変更を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 五十二分 散 会